



⑤ 危険ブロック塀等撤去費

- 補助金利用条件
- ・ 建築基準法第42条に定義された道路に面するブロック塀等
 - ・ 高さ0.8mを超えるブロック塀等を0.8m以下まで撤去するものなど

- 補助金額
- ・ 1～3のうち最も低い額
 - 1. 撤去工事の見積額（消費税を除く）
 - 2. 撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/㎡
 - 3. 上限 **20万円**
- ※ 世帯全員が「65歳以上の高齢者」かつ「市民税非課税」の場合は
上限 **30万円**



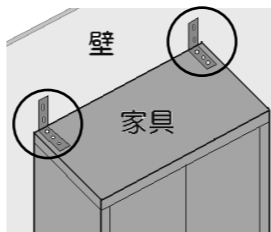
⑥ 家具転倒防止金具等取付支援

- 利用条件
1. 65歳以上の方が居住する世帯
 2. 12歳以下の子どもが居住する世帯
 3. 障がい者の方が居住する世帯



どなか
1つでも該当すれば
対象になります。

- 負担費用
- ・ 金具代等の実費をご負担いただきます。
 - ※ L字金具を2個設置した場合は **1,000円** 程度。
 - ※ 現場に応じて、特殊な取付け方法や下地が必要な場合は、別途費用の負担が発生します。



各種補助事業や支援事業の詳しい利用条件や内容については問い合わせ先までご連絡ください。



問い合わせ先



たいの『あつぷ』君

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当

TEL 0467-81-7185 (直通)

FAX 0467-57-8377

e-mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



詳細はこちら

ご自宅の 地震対策は 大丈夫ですか？

市の補助金等を利用して
地震対策してみよう！！

茅ヶ崎市の耐震に関する補助金のご案内



① 木造住宅耐震診断

木造住宅耐震診断費用は、

一律 **〔A〕108,900円 (99,000円 + 消費税)** です。

補助金利用条件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を所有していること
- ・ 一戸建て住宅、長屋（住戸数2戸まで）又は 兼用住宅（住宅部分1/2以上）
- ・ 市に登録された耐震診断士が行う耐震診断など

補助金額

〔B〕73,000円

自己負担金額

〔A〕 - 〔B〕 = 35,900円

世帯全員が「65歳以上の高齢者」かつ「市民税非課税」の場合

補助金額

〔C〕99,000円

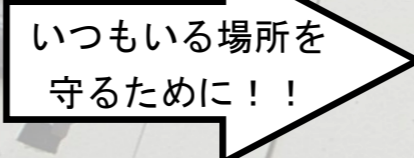
自己負担金額

〔A〕 - 〔C〕 = 9,900円

分かることは？

- ・ 木造住宅の地震に対する安全性
- ・ 耐震補強の提案及び補強工事の概算の費用

※ ②～④の補助金を利用するためには、①の木造住宅耐震診断が必要です。



①木造住宅耐震診断で「評点が1.0未満」（倒壊する可能性がある）と診断された場合、②～④の補助金を受けられる可能性があるぞよ



② 木造住宅耐震補強

補助金利用条件

- ・ 「所有かつ居住していること」 または「所有かつ所有者の配偶者または一親等の親族が居住していること」など

補助金額

- ・ 補強に要した費用の 1/2 以内かつ上限 **50万円**
- ※ 65歳以上の高齢者世帯等は最大 **70万円**



③ 耐震シェルター一等設置

補助金利用条件

- ・ 「所有かつ居住していること」 または「所有かつ所有者の配偶者または一親等の親族が居住していること」など

補助金額

- ・ 設置に要した費用の 1/2 以内かつ上限 **25万円**



耐震シェルター 一例



耐震ベッド 一例

④ 木造住宅除却補助

補助金利用条件

- ・ 工業者が、「建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業」または「解体工事業に係る法律第3条第1項の許可を受けた者」であること など

補助金額

- ・ 1～3のうち最も低い額
- 1. 除却工事の見積額の 1/2
- 2. 除却する住宅の延べ面積 (㎡) × 20,000円の 1/2
- 3. 上限 **36万円**

※ 茅ヶ崎市耐震改修促進計画に記載された耐震診断義務・努力路線に

接する住宅は、上限 **45万円**